

だれも孤立しないまちづくり

葉山町地域福祉推進プラン（案）

（平成 29 年 4 月～平成 34 年 3 月）

第 2 期葉山町地域福祉計画

第 4 次葉山町地域福祉活動計画

葉 山 町

社会福祉法人 葉山町社会福祉協議会

平成 29 年 月

目次

I	はじめに	1
1	地域福祉とは	3
2	地域福祉の担い手と期待される役割	4
II	現状と課題	5
1	人口推計と社会資源	5
(1)	高齢者人口等の推移及び推計	5
(2)	障害者数の推移	5
(3)	子どもの人口の推移	6
(4)	小地域福祉活動推進組織の状況	6
(5)	ふれあいいきいきサロン・ 生きがいミニデイサービス事業実施団体数	6
(6)	ボランティアグループ、 NPO 法人等登録団体数	6
2	葉山町の地域における福祉課題～ヒアリングより～	7
(1)	つながるための場づくり	7
(2)	孤立させないための支援	7
(3)	地域福祉活動の拠点	8
(4)	地域福祉のネットワークづくり	8
III	基本理念(私たちが目指すもの)	10
IV	基本方針	11
1	第四次葉山町総合計画との関係	11
2	各種福祉計画との連動	11
3	日常生活圏域について	12
4	小地域福祉活動推進組織の機能	14

V	地域の福祉課題の解決に向けた取り組み	17
1	孤立を防ぐ集いの場づくり	17
2	生活問題の発見と相談窓口の連携	20
3	交通バリアフリー	24
4	小地域福祉活動推進組織の専用拠点の整備	27
VI	地域福祉のネットワークづくりに向けた取り組み	28
1	地域住民による小地域福祉活動の推進	28
(1)	小地域福祉活動推進組織の設置運営	28
(2)	小地域における助けあい活動の充実	29
2	町域・広域で実施するボランティア・市民活動	32
(1)	ボランティア・市民活動の推進	32
(2)	ボランティア・市民活動の連携体制づくり	33
(3)	災害ボランティアセンターの設置運営	33
3	地域福祉を支える福祉関係活動者・団体	34
4	地域福祉を推進するための財源	36
5	地域福祉を進める基盤づくり	37
VII	計画の進行管理	44
VIII	参考資料	45
1	計画策定経過	
2	葉山町地域福祉計画策定委員会規則	
3	葉山町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	
4	委員名簿	

I はじめに

この「葉山町地域福祉推進プラン」は、葉山町の地域福祉を推進していくうえで車の両輪の関係にあると言える2つの計画、「葉山町地域福祉計画」と「葉山町地域福祉活動計画」を併せる形で策定したものです。

葉山町行政が策定する「地域福祉計画」と葉山町社会福祉協議会（社会福祉協議会）が策定する「地域福祉活動計画」は、それぞれ基本的な行政施策と住民（民間）の行動計画という性格があり、両計画は一体的な関係にあります。

そこで、今回両計画を一体的に策定することで、住民、各種団体、ボランティア、社会福祉協議会など民間の地域福祉に関する様々な取り組みと、葉山町の地域福祉行政の基本的な方向性や支援策などを分かりやすく整理していき、一体的なまちづくりを進めていくこととしました。

「葉山町地域福祉計画」は、葉山町行政が社会福祉法第107条に定める市町村地域福祉計画として、①地域における福祉サービスの適切な利用の推進、②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項などを明らかにするために策定する計画です。

葉山町行政では、平成25年3月に初めての「葉山町地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進を図ることを目的に設置される社会福祉協議会が安定的に運営していくための支援を行うとともに、計画に即して地域福祉が円滑に進むよう社会福祉協議会を支援してきました。

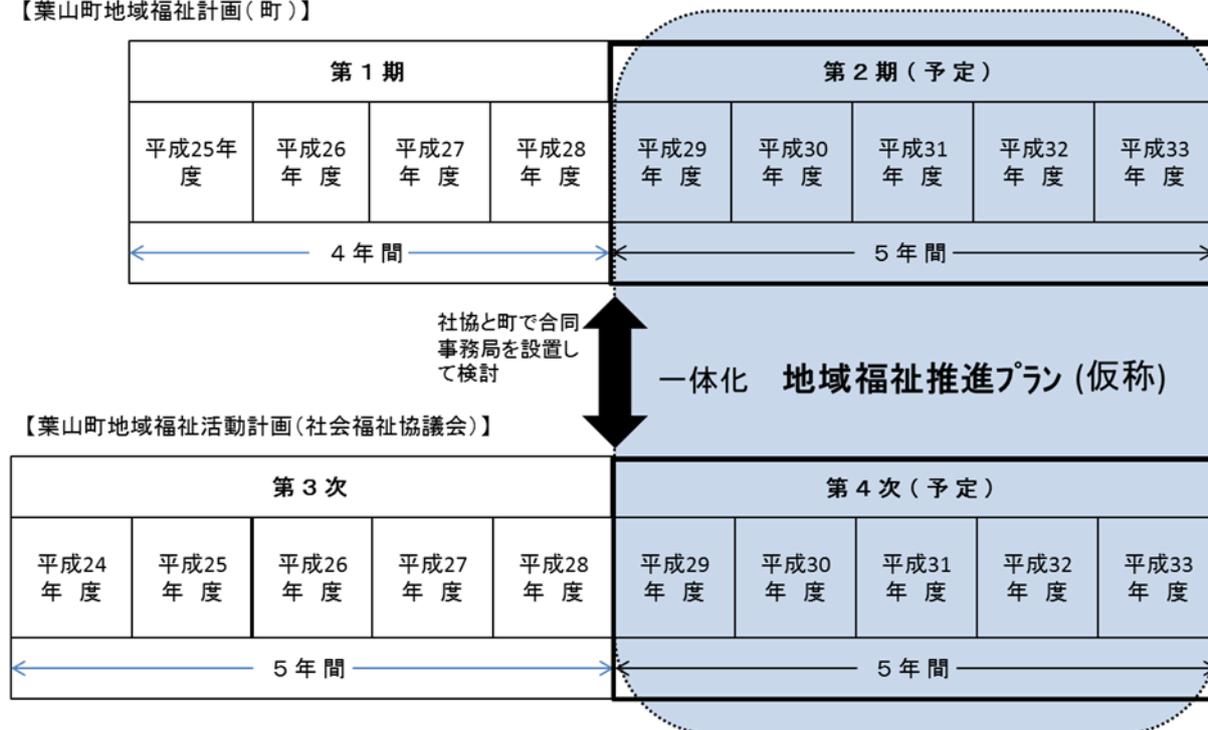
「葉山町地域福祉活動計画」は、地域の住民、地域福祉活動団体、社会福祉関係事業者等が相互に協力して地域福祉推進のために策定する住民（民間）の行動計画であり、地域福祉の推進を図る役割を担う社会福祉協議会が事務局となりまとめたものです。

これまで葉山町では、平成13年度に「第1次葉山町地域福祉活動計画」が策定され、以降、現在の「第3次葉山町地域福祉活動計画」までの間、各期の「葉山町地域福祉活動計画」に沿って、地域住民等を社会福祉協議会が支援する形で、小地域福祉活動推進組織、葉山町生きがいミニデイサービス事業（ミニデイサービス）やふれあいいいききサロン活動（サロン活動）、葉山災害ボランティアセンターに関する事業など様々な地域福祉活動が展開されてきました。

この「地域福祉」の推進に関する2つの計画を策定する上で共通する最も重要な理念は、「地域福祉は、地域住民等が自ら考え決定する」ということで、葉山町行政や社会福祉協議会の価値判断ではなく、地域住民等が中心となり「解決すべき課題」「解決の目標」「解決の方法」「役割の分担」の4つの合意を図ることであります。

これらを踏まえ、本計画の策定では、地域住民等からアンケート調査を行うとともに、ヒアリングやワーキンググループによる意見交換などを通じて地域の福祉課題を把握し、その解決方法と役割分担を共有し、連携、合意といった策定過程を経る中で、今後の地域福祉を推進していくために取り組むべきことをまとめるよう努めました。

【葉山町地域福祉計画(町)】



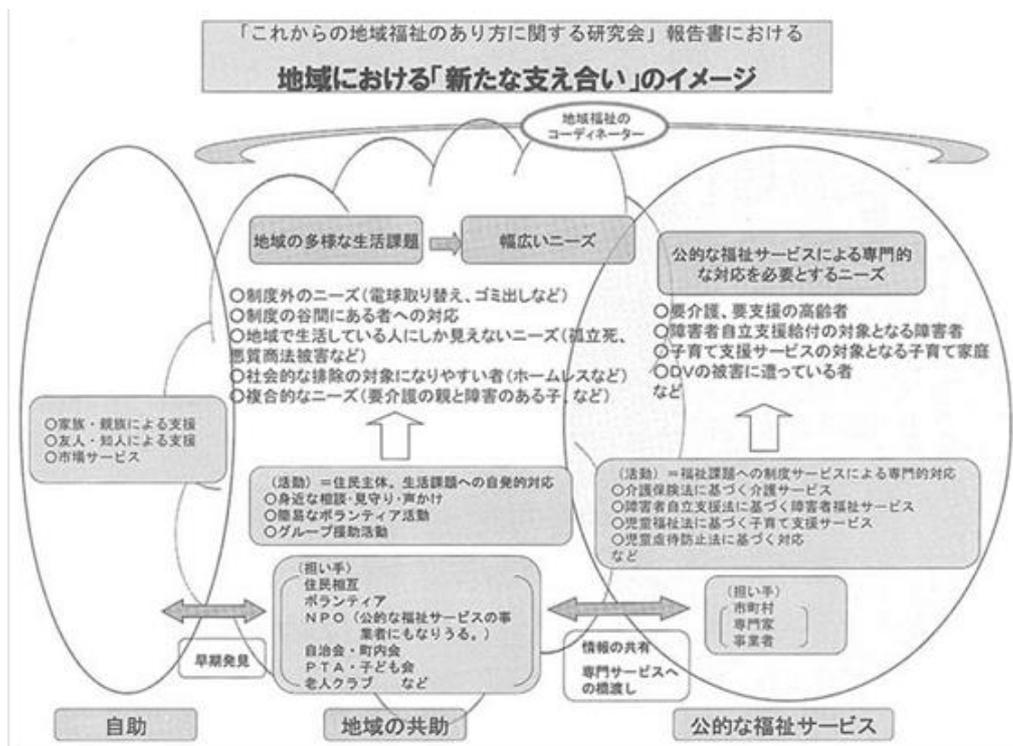
1 地域福祉とは

子どもも高齢者も、障害のある人もない人も、男性も女性も、日常生活を営む上で悩みや課題を抱えてしまうことがあります。

そうした日常生活上の悩みや課題への対応は、まずは個人や家庭において解決し（自助）、解決できないものは隣人や町内会・自治会、ボランティア・市民活動団体等の地域活動により支援し（共助）、地域活動では解決が困難な場合は行政が支える（公助）ような重層的な仕組みが基本になると考えられます。

このようなことから、公私の関係者がお互いに協力し、既存の社会資源を活用したり、地域特性や地域の強みを活かして新しい仕組みを作り上げたりしていくことにより、私たちの日常生活上の生きにくさや地域の福祉課題を解決していくことを地域福祉とといいます。

地域福祉の担い手は、一人ひとりの住民を基本に、各種団体、企業・商店、福祉サービス事業者、社会福祉協議会などすべての人々であり、そこに暮らす一人ひとりが主体的に取り組むとともに、公私の様々な個人や団体がそれぞれの個性と独自性を生かしながら、協働により進めていく必要があります。



(厚生労働省社会・援護局設置「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告書(平成20)年3月31日)より

2 地域福祉の担い手と期待される役割

それぞれの担い手が、地域福祉の大きな推進力となるためには、次の役割が期待されます。

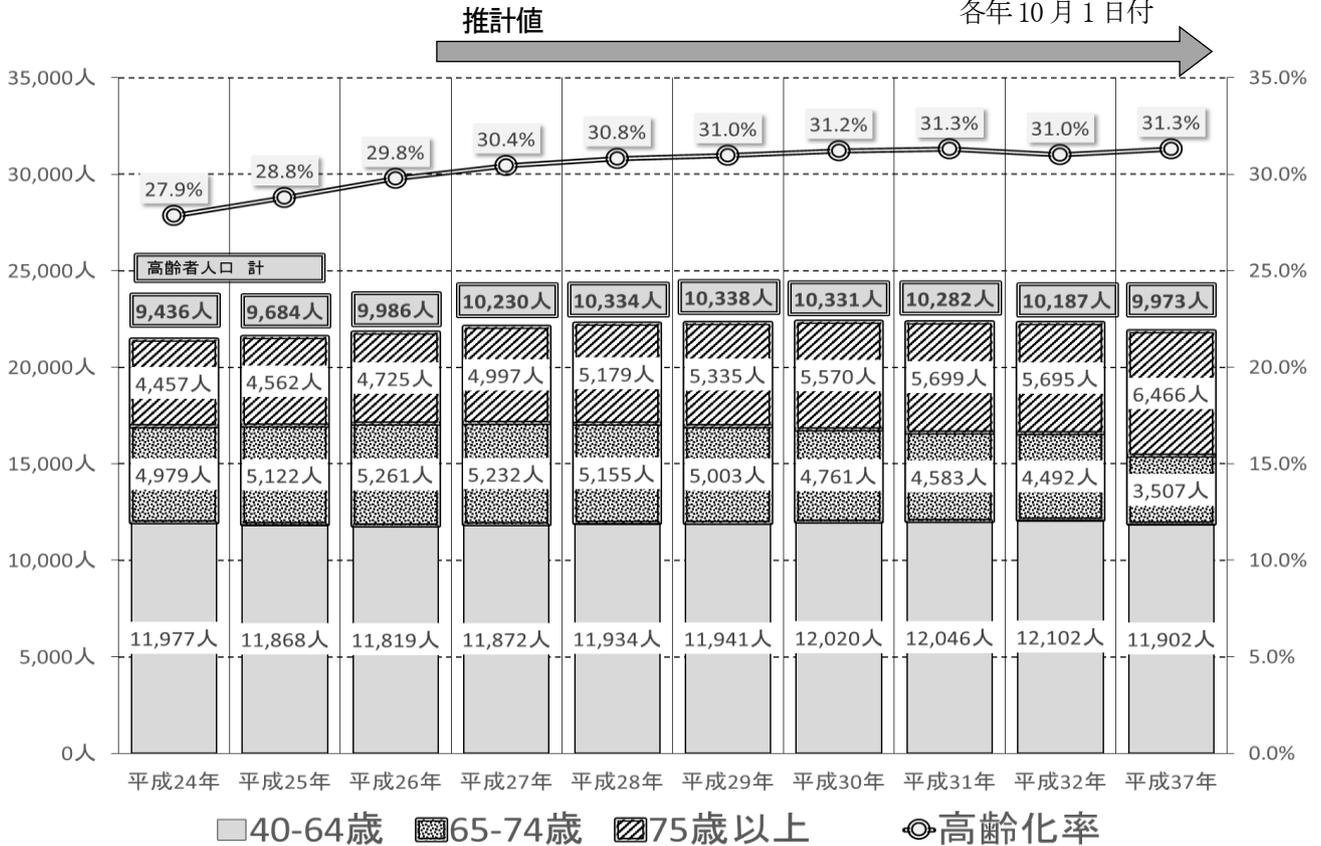
- 地域住民は、一人ひとりが地域社会の一員としての自覚と責任のもとで、主体的に地域の福祉課題に関わっていく。
- 各種団体や地域の企業・商店などは、それぞれの特性や持つ資源を生かしながら、積極的に地域と関わり互いに連携していく。
- 社会福祉関係事業者は、地域の構成員としての自覚と責任を持ってサービスを提供していく。
- 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、地域住民などの地域福祉活動への参加を促進するための支援を行うとともに、それぞれの活動主体が相互協力し、地域福祉の健全な発達が図られるよう様々な事業を企画し、実施していく。
- 葉山町行政は地域福祉の状況を把握し、住民主体の福祉活動が円滑に進むように福祉環境の整備を中心に地域住民などや社会福祉協議会の活動を支援していく。

そして、これらの担い手が地域における課題と目標を共有し、協働により地域福祉を推進していくことが重要です。

Ⅱ 現状と課題

1 人口推計と社会資源

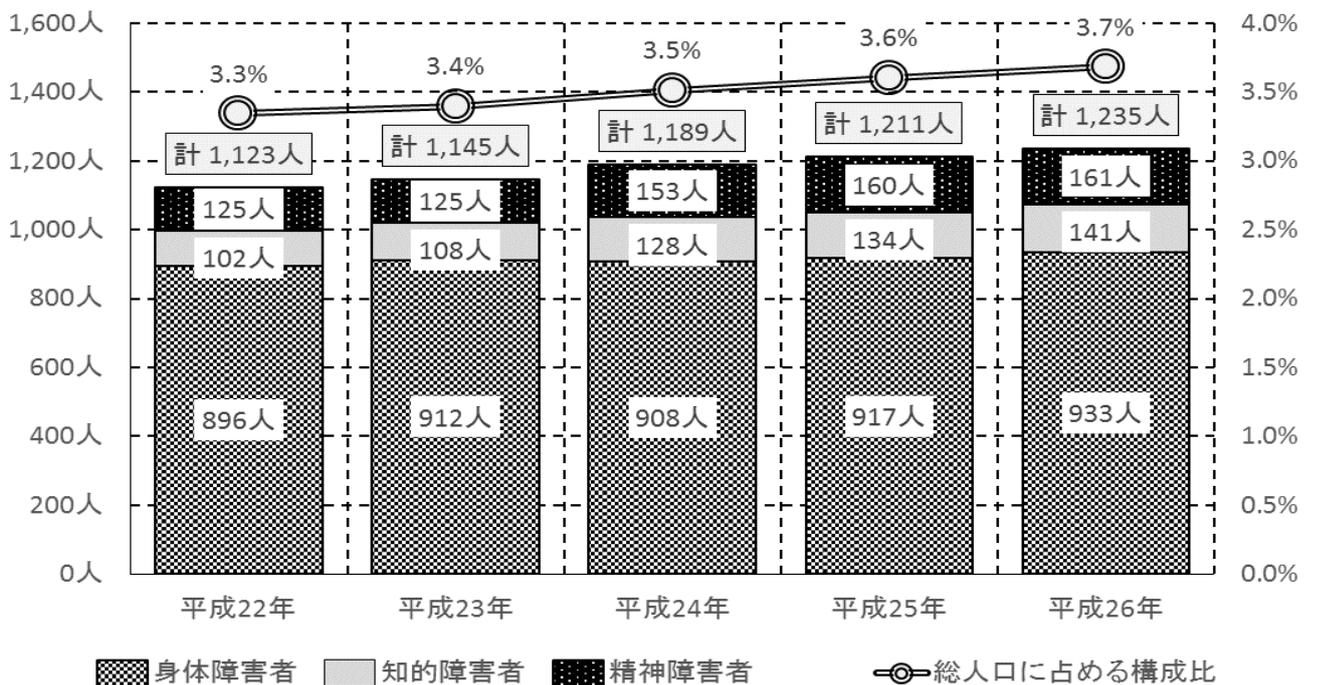
(1) 高齢者人口等の推移及び推計



出典：第6期 葉山町高齢者福祉計画 介護保険事業計画

(2) 障害者数の推移

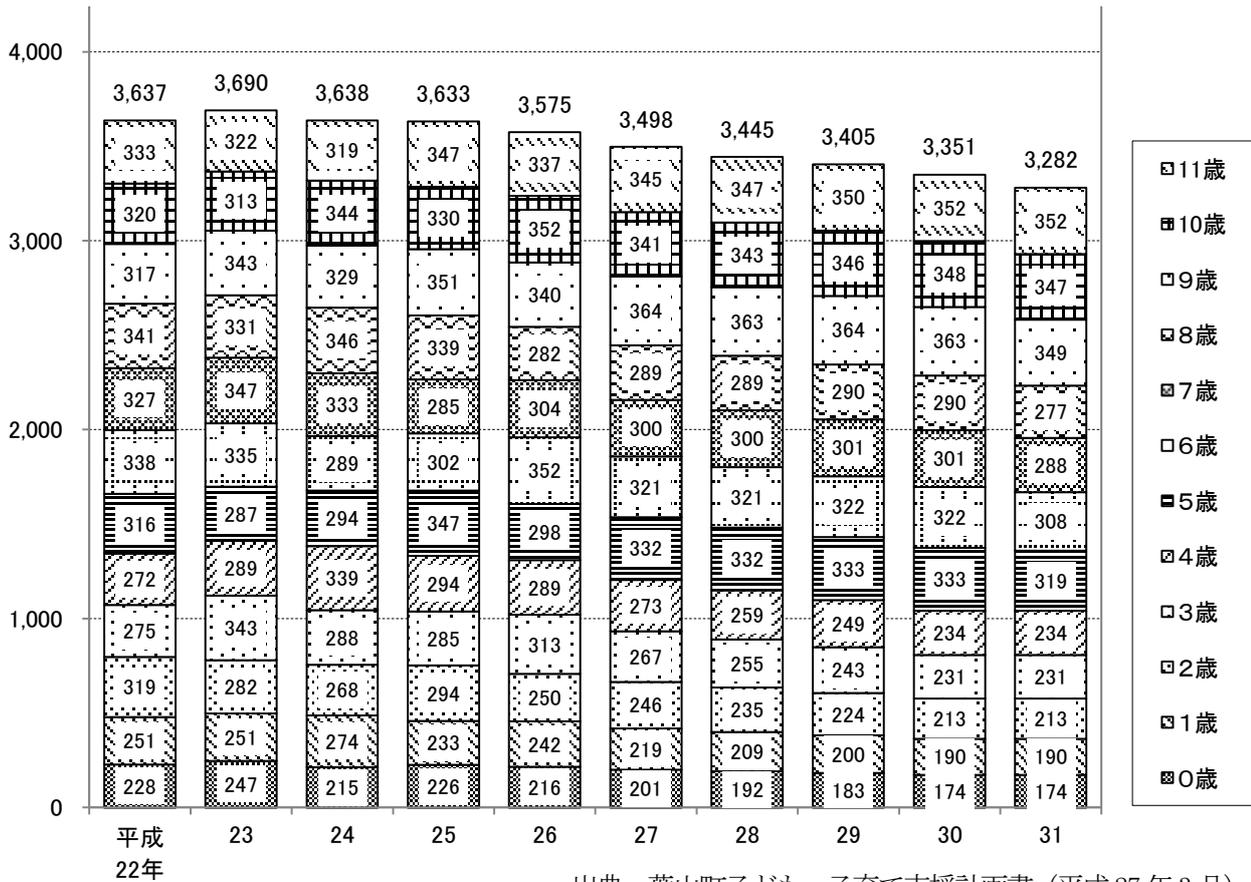
各年4月1日付



出典：葉山町障害者福祉計画（平成27年3月）

(3) 子どもの人口の推移

各年4月1日付



出典：葉山町子ども・子育て支援計画書（平成27年3月）

(4) 小地域福祉活動推進組織の状況

各年10月1日付

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
推進組織設置数	5地区	5地区	6地区	6地区	6地区
内個別支援活動実施組織数	3地区	3地区	4地区	4地区	4地区

(5) ふれあいいいきサロン・生きがいミニデイサービス実施団体数

各年10月1日付

平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
27団体	30団体	30団体	33団体	35団体

(6) ボランティア・市民活動団体登録数

各年10月1日付

平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
52団体	58団体	51団体	49団体	45団体

(葉山町社会福祉協議会はやま住民福祉センターに登録している団体数)

2 葉山町における地域の福祉課題～ヒアリングより～

平成 28 年 3 月に延べ 43 の各種福祉関係者・団体・専門機関等の参加を得て 4 回開催したヒアリングの結果を要約し、まとめたものが以下の地域の福祉課題です。

(1)～(3)の課題については、本計画書「V 地域の福祉課題の解決に向けた取り組み」に沿ってその解決に向けて取り組むこととし、(4)の課題については、「VI 地域福祉のネットワークづくりに向けた取り組み」に沿って基盤整備などを進めます。

(1) つながるための場づくり

- ① ミニデイサービスやサロン活動の参加者は元気な高齢者が多く、日頃の交流が希薄化・孤立化する住民の参加が少ない状況です。移動手段の確保が難しいなど、高齢化や認知症の発症・重度化、疾病等で参加したくても参加できない住民への支援が課題です。
- ② ミニデイサービスやサロン活動などの形態が多様化し、個人宅での有資格者による運営や開催頻度の多いサロン活動などが発足するなど、頻繁で専門的知識と技術による介護予防を図るサロン活動への期待が高まっています。一方で有資格者や経験豊富な担い手の不足が課題です。
- ③ 認知症の発症や重度化した住民は家にこもりがちで、近隣住民でも発見と把握の難しさがあり、地域住民や住民活動との関係づくりときっかけづくりなどを通じた、認知症高齢者の早期発見が課題です。
- ④ 個別支援活動においては、有償・無償いずれの場合も長所と短所があります。支援活動の内容、頻度、時間の長短、活動資金や人材の確保の観点などを踏まえた、有償・無償の個別支援活動のあり方が課題です。

(2) 孤立させないための支援

- ① 困りごとを発信しない・できない、危機感を感じていないなど孤立している住民などが抱える生活問題の発見と把握の難しさ、接点づくりや信頼関係づくりの難しさ、集いの場などへの移動（送迎）支援を求める声が増えており、住民の手による個々の生活問題への丁寧な個別支援活動が課題です。

- ② 個別支援活動を進める上で、生活問題を抱える住民を“支援を受ける人”と捉えるだけでなく、その人の強みを活かした地域の中の役割づくりも支援することが課題です。

(3) 地域福祉活動の拠点

- ① 会議や打ち合わせ、学習会やサロン活動などが開催できる場所、常設の相談窓口対応や情報発信、事務所機能などを備えた拠点が求められています。

一方で、維持管理に必要な費用、運営・管理に関する手続きなどの専門知識、適当な物件の発掘などが難しく、小地域福祉活動^(※1)のための専用拠点の確保が課題です。

(※1) 小地域福祉活動：地縁を基礎にあいさつ圏域、町内会・自治会活動圏域、小地域福祉活動推進組織設置圏域など、町域よりも小さな圏域で実施する住民主体の福祉活動

- ② 子どもから高齢者や障害者まで誰もが身近なところでいつでも立ち寄れて、出会いと交流のある毎日型の集える場が求められています。

一方で、既存の会館の利活用の不便さを解消するとともに、会場までの移動手段、担い手、運営資金の確保などを通して、毎日又は頻繁に集える場づくりを進めることが課題です。

- ③ 会館等への利便性が悪い地域では、個人宅を会場にしたサロン活動が始まっています。

一方で、個人宅活用による会場提供者の準備や片付け等の負担、活動経費の負担など、個人宅活用のあり方が課題です。

(4) 地域福祉のネットワークづくり

- ① 住民活動の公私協働のあり方

ア 公的サービスでは利用を拒む住民との接点づくりは難しく、身近な住民活動による支援が期待されています。

一方で、地域住民などは生活問題を抱える地域住民を発見した際の対応や関わり方に戸惑いを感じており、公私協働のあり方が課題です。

イ 生活問題を抱えた地域住民を発見した際の適切な相談先やつなぎ先、公的な各種相談窓口の役割や機能が分かりづらいなど、情報共有の難しさが課題です。

ウ 個人情報保護を危惧するあまり、支援が必要な住民の情報を抱え込んでしまい個別支援活動に結び付けづらいなど、**個人情報保護に対する過剰反応**が課題です。

エ 地域住民が抱える生活問題に対して、専門職や行政、住民（活動）の公私の視点の違い、医療・福祉・教育・就労支援など専門分野による視点や問題意識の違いなど、**公私間や職種間などで共通した目標づくりや合意づくりの難しさ**が課題です。

② 窓口やサービス・活動内容の周知状況

ア 各種ある相談窓口や住民活動、制度・施策などに関する情報が十分に住民、関係者・団体や専門機関などに行き届いておらず、知られていないなど、**各種支援窓口やサービス・活動内容の周知不足**が課題です。

③ 民生委員・児童委員の支援へのかかわり方

ア 民生委員・児童委員は、担当地区の全世帯を把握することの難しさや、把握した生活問題や個人情報の取り扱い、緊急対応への難しさなどの問題を抱えています。

一方で各町内会・自治会やボランティアなども民生委員・児童委員活動とのかかわり方に戸惑いがあるなど、**民生委員・児童委員と住民活動などの協働のあり方**が課題です。

イ 公的機関・専門機関などが開所していない平日の夜間・土日・祝祭日の緊急対応を要する相談への対応の難しさなど、**関係者・機関などが24時間対応・連携できる体制が整備されていないこと**が課題です。

④ 近隣市との連携

葉山町内の限られた社会資源では必要な支援を充足できておらず、特に医療受診や障害者支援では近隣市行政や病院・事業所などとの連携が欠かせません。また、町境の生活圈域では近隣市行政の制度やサービスとの混在あるいは相違など、**近隣市との連携**が課題です。

Ⅲ 基本理念（私たちが目指すもの）

「住民、民間、行政が協働して、誰も孤立せず、 自分らしく暮らせるまちづくりを進めます」

地域に住む住民、生活問題を抱える当事者、ボランティア、福祉サービスの事業所、町内会・自治会関係者、民生委員・児童委員、NPO、葉山町社会福祉協議会、葉山町行政などが、ともに協力して、一人ひとりが葉山町民として心休まることができる地域、自分の能力を生かせる地域を目指します。



IV 基本方針

1 第四次葉山町総合計画との関係

葉山町行政では、まちの将来像とこれを実現するためのまちづくりの基本目標や取り組みの方向を示すため、平成 27 年度（2015 年度）を初年度とし、36 年度（2024 年度）までの 10 年間を計画期間とする第四次葉山町総合計画を策定しました。

この総合計画の基本構想では、「“人を育てる”葉山」、「暮らしを守る”葉山」、「活力を創造する”葉山」「“みんなでつくる”葉山」の 4 つを基本理念に掲げ、まちづくりを進めていくこととしています。

4 つの基本理念のうち、「暮らしを守る”葉山」は、豊かな自然環境を守りつつ、相互の支えあいと心がけによって、だれもが生き生きと自分らしく、心穏やかに安心した生活を送ることができる“暮らしを守る”葉山をめざしています。

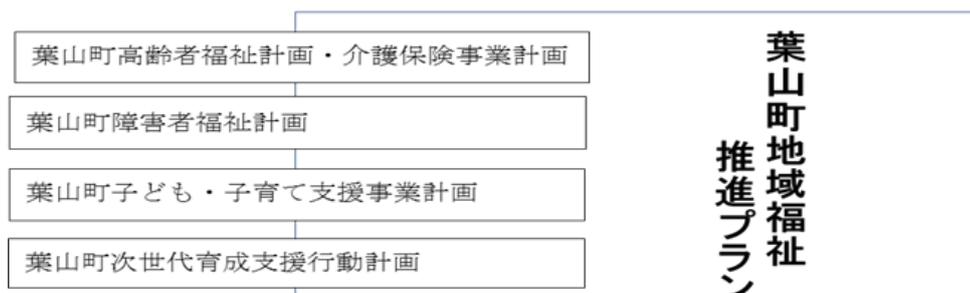
葉山町地域福祉推進プランは、第四次葉山町総合計画における「暮らしを守る”葉山」の中の「支えあいによって、すべての人が安心して暮らしている」まちを実現するための計画として位置づけられるものです。

2 各種福祉計画との連動

葉山町行政には、福祉分野の計画として、葉山町次世代育成支援行動計画、葉山町子ども・子育て支援事業計画、葉山町障害者福祉計画、葉山町高齢者福祉計画、介護保険事業計画があります。

葉山町地域福祉推進プランは、各種福祉計画と連動しながら各計画では対応できない地域の福祉課題に対応していくことを目指しています。

したがって、既存の各分野の福祉計画に共通の地域に関する部分をつなぎながら、各計画では対応できない地域の福祉課題を必要としている方々に対し、地域住民と一体となって地域福祉の取り組みを推進していくものです。



3 日常生活圏域について

日常生活圏域についての基本的な考え方は第3次葉山町地域福祉活動計画における圏域設定を引き継ぐこととします。

町民の誰もが孤立することなく相互に支えあう力を強くすることが重要であることから、本計画では、日常生活の中で容易に行き来ができ、社会関係が持てる小さな地域で行う小地域福祉活動を効果的に推進するため、活動内容に合わせて重層的な日常生活圏域を設定しています。

(1) あいさつ圏域（50～100世帯程度）

物理的にも精神的にも距離が近く、人と人の継続したかかわりがある、又は作ることができる圏域であり、一人ひとりの生活問題を発見し、孤立した生活に“面“の関係を作り上げます。

(2) 民生委員活動圏域（200～300世帯程度）

民生委員・児童委員が相談支援を行う圏域です。あいさつ圏域3カ所程度に相当する規模であり、小地域コーディネーター（※2）やサロン活動との連携でより効果的な活動ができ、また、連携している担い手の中から次代の民生委員・児童委員の輩出が期待されます。

（※2）小地域コーディネーター：小地域福祉活動推進組織において有償又は無償の個別支援活動を行う上で、依頼者からの相談を受け支援者やその他の社会資源の活用を支援するコーディネーター

(3) 町内会・自治会活動圏域（100～1,400世帯程度）

住んでいる人が「わが町」と思えて組織的な活動が可能な圏域です。町内会・自治会などが中心となり、ミニデイサービス、サロン活動、子ども会の設置支援のほか、防災・防犯・ゴミ減量活動などが行われており、現在、一番活発に活動が行われている圏域です。

(4) 小地域福祉活動推進組織設置圏域

単一又は複数の町内会・自治会からなる圏域で、地区社会福祉協議会方式やボランティアセンター方式、町内会福祉部方式の小地域福祉活動推進組織を設置する圏域です。地域性が共通しており、地域の福祉課題や活動方針の合意などでまとまりやすいのが特徴です。

現在、長柄地区を除く地域に小地域福祉活動推進組織が設置されています。

【地域により異なる圏域設定】

全ての地域があいさつ圏域から小地域福祉活動推進組織設置圏域までの4つの圏域に整理されるわけではありません。例えば、木古庭地区は町内会、小地域福祉活動推進組織、大字の地域が同じなので3圏域で構成されることとなります。

圏域名 地区名	あいさつ 圏域 (目安)	民生委員 活動圏域	町内会・自治会 活動圏域	小地域福祉活動 推進組織設置 圏域
木古庭地区	8カ所	3カ所	1カ所	
上山口地区	11カ所	3カ所	1カ所	
下山口地区	12カ所	3カ所	1カ所	
一色地区	42カ所	13カ所	9カ所	1カ所
堀内地区	39カ所	15カ所	12カ所	1カ所
葉桜地区	13カ所	4カ所	1カ所	
イトーピア地区	8カ所	3カ所	1カ所	
長柄下地区	3カ所	1カ所	1カ所	未定
長柄地区	13カ所	3カ所	1カ所	

i 木古庭地区、上山口地区は平成28年10月の地区の世帯数/75世帯（小数点以下切捨）で算出しました。

ii 一色地区、堀内地区、葉桜地区、長柄下地区、長柄地区は平成28年度町内会・自治会加入世帯/75世帯（小数点以下切捨）で算出しました。

iii 下山口地区は班、イトーピア地区は班（ブロック）をあいさつ圏域としています。

4 小地域福祉活動推進組織の機能

住民が地域福祉活動に参加しやすい環境を作るとともに、住民自らが主体となり、地域における日常生活上の悩みや生活問題に対する解決方法などについて生活者の視点で協議、企画し、活動する中核となる「小地域福祉活動推進組織」の組織づくりを進める必要があります。

葉山町内を見渡してみますと、小さな町であるものの地域によって特性が大きく異なります。容易な行き来、文化や風習、所属する町内会・自治会など共通性のある圏域に小地域福祉活動推進組織の設置を進めます。

小地域福祉活動推進組織は、同じ地域の様々な立場の人が集まり、地域の福祉課題の解決方法について企画、検討する「協議の場」、地域の福祉課題解決に必要な取り組みを行ったり、担い手の募集や育成、必要に応じてボランティアグループなどを立ち上げたりするなどの「活動の場」の2つの機能が期待されます。

なお、小地域福祉活動推進組織は、町内会・自治会、民生委員・児童委員やボランティアなど関係者の関わりが不可欠であるため、必要に応じて葉山町民生委員児童委員協議会、葉山町町内会連合会、葉山町社会福祉協議会、葉山町行政が協働で組織作りを進める必要があります。

組織作りや活動は地域ごとに状況が違うため地域差が出ますが、各地域を同じ水準にすることを目指すのではなく、地域の“強み“を生かして地域性を発揮することを目指します。

【小地域福祉活動の形態】

① 地区社会福祉協議会方式

地域の生活関連分野の団体により構成する組織です。公共性が高く団体同士が連携しながら課題を共有し、1つの組織の取り組みを地域全体で支え、地域力を高める効果が期待できます。

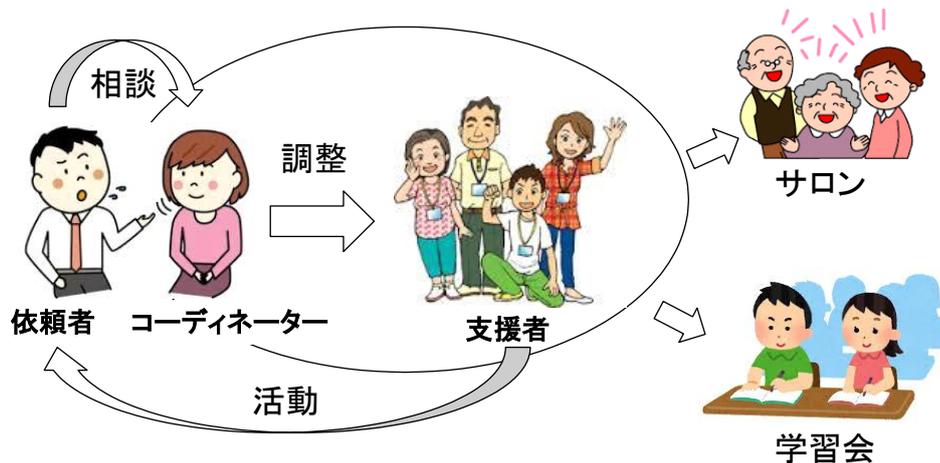
しかし、役員は当て職となることも多く、自由に動ける人材が少ない傾向にあります。



② ボランティアセンター方式

依頼者と支援者の間を取り持つコーディネーターからなる組織です。一人ひとりの相談から地域全体の問題を把握でき、活動の意思のある人が集まる組織のため、高い行動力や専門性、サロン活動や学習会などの取り組みも期待できます。

しかし、活動にかかわっていない住民への周知や理解が難しい場合があります。



③ 町内会福祉部方式

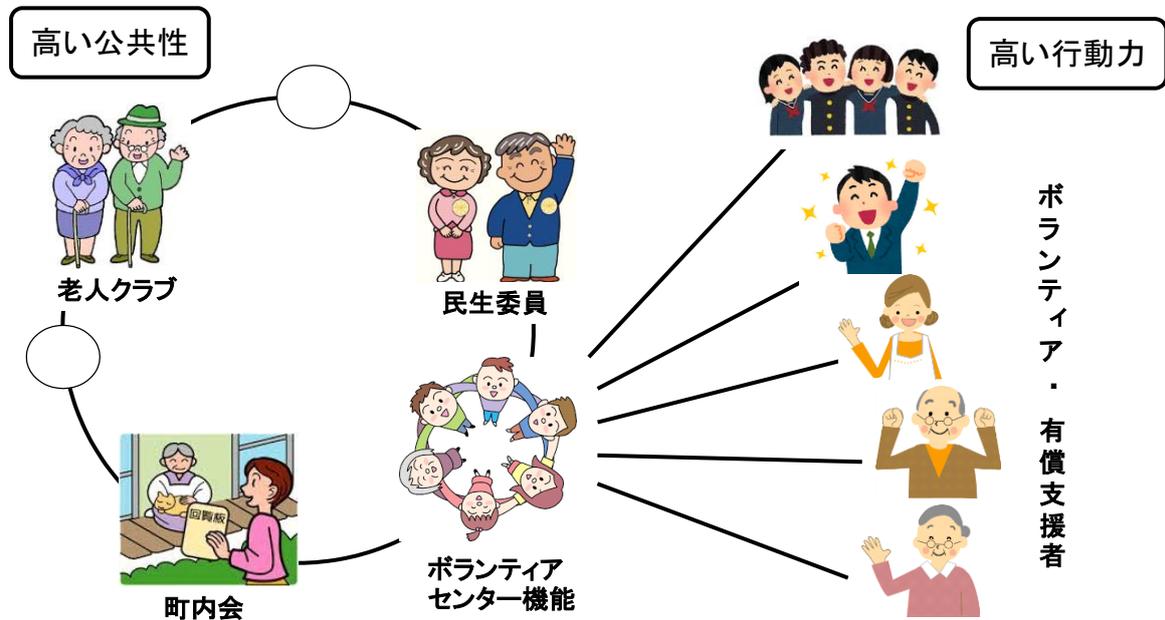
町内会・自治会の内部に福祉問題を取り扱う部署がある方式です。町内会・自治会内組織のため公共性が高く、他部署との連携がとりやすいことが特徴です。

しかし、事業の実施について原則的に総会で諮る必要や定期的な役員交代のため、柔軟性や継続性に課題があります。



④ 公共性と行動力を併せ持った組織

幅広い住民の合意形成が可能な地区社会福祉協議会方式や町内会福祉部方式にボランティアセンターの機能を加えることにより、公共性と行動力を併せ持つ組織を作ることができます。



V 地域の福祉課題の解決に向けた取り組み

本計画Ⅱ-2「葉山町における地域の福祉課題～ヒアリングより～」を踏まえ、次の4つを重点課題と位置づけ、その解決に向け積極的に取り組みを進めます。

本計画の策定過程において、1～3の項目に関してワーキンググループを立ち上げて、地域の福祉課題の明確化と解決方法について協議を進めてきました。そして本計画では4つの地域の福祉課題を重点課題として、今後公私協働により、特に力を入れて取り組みを進めます。

1 孤立を防ぐ集いの場づくり

(1) 現状と課題

葉山町内では、住民主体の集いの場として、町内会・自治会館や個人宅などを会場にミニデイサービスやサロン活動が45カ所（平成28年11月現在、社会福祉協議会把握数）で開催されており、主に高齢者の孤立防止や介護予防に取り組んでいます。近年は介護福祉士などの有資格者が行う専門性を有する集いの場、週1回以上の開催頻度で日常生活の居場所として機能する活動が徐々に増えています。

高齢者以外では町内各地にある児童館（6カ所）と青少年会館（1カ所）を利用する親子がいる一方で、住民主体の子育てサロンは少なく、今後は引きこもりの人や家族など同じ悩みを抱える人や、対象を問わず同じ地域住民として集うことができる場など多様な集いの場づくりが求められています。

(2) 取り組みの方向

- ① 介護福祉士など専門性を持つ住民などが報酬を得て活動する集いの場を充実させます。
- ② 地域での生活の孤立を防ぐため、高齢者のほか、子育て中の親、引きこもりの人やその家族など様々な人を受け入れることができるよう多様な集いの場を作ります。

(3) 目標

- ① ミニデイサービスやサロン活動の普及を図りながら、日常生活の居場所として機能する週1回以上の集いの場や、有資格者が有償で活動する専門性を有する集いの場の普及を図ります。

担い手：住民

葉山町社会福祉協議会
葉山町行政

- ② 子育てや引きこもりなど孤立状態の人、孤立状態になる恐れのある人を対象に多様な生活問題に対応する集いの場を作ります。

担い手：当事者

ボランティア
社会福祉協議会
葉山町行政

(4) 具体的な事業

- ① ミニデイサービスやサロン活動のほか、多様な集いの場の設置運営を希望する個人や団体に対する活動資金の支援や担い手の育成、事業や団体の立ち上げや運営に関する相談・助言体制を作ります。
- ② 社会福祉協議会や生活困窮者自立支援制度などで実施する相談事業の中から地域や社会との接点が必要と思われる引きこもりの人や生活困窮者などが集える場づくりを検討します。

参 考

出合いの場づくりワーキンググループ

1 目的

ワーキンググループでは、出産・子育て、高齢化や疾病による身体機能の低下、障害、介護、退職などをきっかけに、あらゆる生活場面で孤立してしまい、ちょっとした問題がきっかけで生活が行き詰ってしまうという問題に対して、だれも孤立しない地域づくりが必要との問題意識のもと、集いの場への参加を阻害している問題、既存のミニデイサービス、サロン活動が抱えている課題、今後求められる出合いの場のあり方や形態などについて検討しました。

2 参加者の状況（順不同・敬称略）

つどいの和「すみれ」
ワーカーズ・コレクティブのぞみ
プレゼント・チャット会
上山口町内会
葉山フレンドシップ
一色地区福祉の輪「ぬくもり」の会
葉山っ子すくすくパラダイス
葉山町福祉部子ども育成課

3 開催状況

〈1日目〉

日 時 6月29日（水）14:00～16:00

場 所 葉山町社会福祉協議会 会議室

内 容 ○あいさつ、説明、自己紹介など

○参加団体の活動紹介

○「出会いの場」を求めている・必要な人 ほか

〈2日目〉

日 時 7月5日（火）14:00～16:30

場 所 社会福祉協議会 ボランティア室

内 容 ○前回までの振り返りなど

○「参加の障壁」になっている問題点の整理 など

〈3日目〉

日 時 7月19日（火）14:00～16:30

場 所 社会福祉協議会 会議室

内 容 ○前回までの振り返りなど

○「参加の障壁」をクリアするための支援策 など

～あったら良いなこんな支援（助けあい・支えあい）～

〈4日目〉

日 時 7月27日（水）14:30～17:00

場 所 社会福祉協議会 ボランティア室

内 容 ○前回までの振り返り

○「参加の障壁」をクリアするための支援策 など

～あったら良いなこんな支援（助けあい・支えあい）～

2 生活問題の発見と相談窓口の連携

(1) 現状と課題

プライバシーが尊重される生活が定着しました。多様化する生活問題に住民活動や公的サービスは充実化が図られていますが、同時に情報不足や複数の問題を抱える世帯や制度の狭間にあるなどの理由で、どこに相談したらよいかわからない人、SOS を出せない人、支援のかかわりを拒否する人などの生活の孤立が大きな問題です。

このような状況の中、地域で安心して暮らし続けるためには、住民主体の地域福祉活動の一層の発展が必要であるとともに、必要に応じて出向いていく相談を行い、当事者を主役に、公私の担い手が情報を共有し、連携できる体制が必要です。

また、個人情報保護に過敏となり情報が伝わらないことや、制度や対象者、公的サービスと住民主体の地域福祉活動、そして住民活動においては広域で活動するボランティア・市民活動団体と小地域における助けあいの連携が不十分であることが課題です。

(2) 取り組みの方向

- ① 制度の狭間にある人、SOS を出せない人、支援のかかわりを拒否する人などのあらゆる困りごとを受け止め、解決のための仕組みづくりを考える地域づくりを目指します。
- ② 多問題世帯への対応に制度の垣根を超え、また支援を必要とする人たちが住民主体の地域福祉活動と公的サービスが一体的に活用できるような相談窓口の連携体制を作るとともに、福祉課題の解決の新たな仕組みを作ります。

(3) 目標

- ① 小地域福祉活動推進組織の個別支援活動、民生委員・児童委員の活動、はやま住民福祉センターが実施する地域福祉総合相談事業の窓口の周知を行います。

担い手：小地域福祉活動推進組織
民生委員児童委員協議会
社会福祉協議会
葉山町行政

- ② 小地域福祉活動推進組織に福祉相談窓口を設置し、小地域コーディネーターや有償・無償の支えあい活動の担い手を発掘・育成し、

個別支援活動の充実強化を図ります。

そのうえで、小地域においては小地域コーディネーター、町内会・自治会関係者、民生委員・児童委員が連携のもと、生活問題の発見や福祉相談など当事者の困りごとを受け止める体制を作ります。

担い手：町内会・自治会

小地域福祉活動推進組織

民生委員・児童委員

社会福祉協議会

- ③ 小地域コーディネーター、民生委員・児童委員、ボランティア・市民活動団体など住民主体で行う個別支援活動を支えるとともに、制度の狭間にある人や支援を拒否するような人を中心に、対象者を決めない困りごとを受け止めるため、葉山町社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー ^(※3) を配置し、地域福祉総合相談事業を実施します。コミュニティソーシャルワーカーは、相談支援のほか、把握した地域課題を解決するための仕組み作りを進めます。

担い手：小地域福祉活動推進組織

ボランティア・市民活動団体

民生委員児童委員協議会

社会福祉協議会

(※3) コミュニティソーシャルワーカー：支援を必要とする人の居住する地域や人間関係等、環境面を重視した援助活動を行うとともに、小地域福祉活動などの支援活動の利用を支援したり、新たな住民主体の地域福祉活動や葉山町独自のサービスを開発したり、必要に応じて公的制度の利用の支援をする相談支援の専門職(社会福祉士)。

- ④ 個人情報を適切に取り扱い、プライバシーを尊重しながらも、当事者を中心に、ボランティア・市民活動団体、民生委員・児童委員、小地域福祉活動推進組織、社会福祉協議会や公的サービス、行政の相談窓口が必要な情報を共有し連携できる体制を作ることで、公私を問わず必要な社会資源が活用できる仕組みを作ります。

担い手：社会福祉協議会

葉山町行政

(4) 具体的な事業

- ① 「コミュニティソーシャルワーク基礎研修」

住民主体の個別支援活動に必要な知識の習得や専門職との連携を促進するための研修会を開催します。

② 「地域ケア会議」

高齢者や多問題世帯などの支援について、地域で自分らしく安心して暮らし続けていくため、公私の関係者により支援方法を検討します。

③ 小地域福祉活動推進組織「事例検討会」

小地域コーディネーターが受け止めた困りごとへの対応について、定期的に事例検討を行い、支援方法の検討、小地域コーディネーターのスキルアップ、新たな取り組みを企画します。

参 考

ニーズ発見と相談ネットワークワーキンググループ

1 目的

ワーキンググループでは、活発化する小地域における個別支援活動、多様化する相談窓口の中で、必要な支援につながる仕組みづくりや、公私や制度の垣根を超えた相談窓口の連携体制づくりについて意見交換を行い、葉山町における今後の取り組みについて協議を行いました。

2 参加者の状況（順不同・敬称略）

民生委員・児童委員
上山口町内会
下山口福祉活動きづなの会
一色地区福祉の輪「ぬくもり」の会
堀内地区小地域福祉活動懇話会
葉桜自治会
イトーピア福祉友の会
つどいの和「すみれ」
葉山町地域包括支援センター

3 開催状況

〈1日目〉

日 時 9月13日（火）10:00～12:00

場 所 葉山町社会福祉協議会 会議室

内 容 ○計画の構成と内容

○上山口町内会からの報告

○下山口福祉活動きづなの会からの報告

○生活問題の掘り起こし、民生委員活動など意見交換 など

〈2日目〉

日 時 9月27日(火) 10:00~12:00

場 所 葉山町役場 4階 大会議室

内 容 ○葉桜自治会からの報告
○つどいの和「すみれ」・共食の会「どんぐり」からの報告
○生活問題の発見について
○地域におけるたすけあい活動について など
○小地域福祉活動とボランティア・市民活動との連携 など

〈3日目〉

日 時 10月7日(金) 10:00~12:25

場 所 社会福祉協議会 会議室

内 容 ○一色地区福祉の輪「ぬくもり」の会からの報告
○有償活動と無償活動について
○相談窓口の連携について など

〈4日目〉

日 時 11月1日(火) 13:30~15:30

場 所 社会福祉協議会 会議室

内 容 ○地域福祉活動計画「重点的な取り組み案」について
○意見交換

3 交通バリアフリー

(1) 現状と課題

高齢者が多く山坂が多い葉山町においては、身体機能の低下などの理由で葉山町生きがいミニデイサービスやふれあいいいききサロンに参加できない、買い物、通院、その他の社会参加ができなくなることで生活が孤立する人が増えています。

葉山町にはノンステップバスの運行や福祉タクシー、福祉有償運送事業所、葉山町行政の送迎サービスにより外出困難な方に対するサービスを提供していますが、利用回数に制限がある、目的地で付添が必要、費用がかさみ頻繁に利用できないなどの理由で外出を控えてしまう人がいます。

(2) 取り組みの方向

小地域福祉活動推進組織やボランティア・市民活動団体を中心に、社会福祉協議会、葉山町行政が協働し住民主体の送迎サービスを充実させます。

(3) 目標

① 住民主体の送迎サービスの推進に賛同する送迎サービス関係者などにより、葉山町内における送迎サービスの実施方法の研究と事業の普及を図る「交通バリアフリー協議会」の設置・運営を行います。

② 「交通バリアフリー協議会」により、住民主体の送迎サービスに関して、財源、担い手の育成、車両の確保、リスクマネジメントなどに関するガイドラインを作成します。

③ 小地域福祉活動及び葉山町域における送迎サービスについてモデル的な取り組みを経て普及を図ります。

担い手：①～③の担い手（交通バリアフリー協議会参加者）

<構成メンバー>

- ・小地域福祉活動推進組織
- ・ミニデイサービスやサロン活動など集いの場関係者
- ・交通問題や移動に関わるボランティア・市民活動団体
- ・送迎車両を保有する福祉サービス事業所
- ・社会福祉協議会
- ・葉山町行政

(4) 具体的な事業

- ① 小地域福祉活動推進組織による無償送迎サービスのモデル的な取り組みを行います。
- ② 葉山町内における無償送迎サービスのガイドライン作成と必要な事業の企画・立案を行います。
- ③ ガイドラインを活用し、無償送迎サービス活動を普及します。

交通バリアフリーワーキンググループ

1 目的

身体機能の低下などの理由により通院や買い物といった日常生活に支障が出るばかりか、地域における社会参加が困難となり、地域社会との関係が希薄化しやすくなることが問題です。

ワーキンググループでは、介護予防や孤立防止を主な視点とする交通問題について、社会福祉協議会、葉山町行政など広く関係者が連携しながら住民主体の活動により問題の解決方法を考えました。

2 参加者の状況（順不同・敬称略）

下山口福祉活動きづなの会
堀内地区小地域福祉活動懇話会
上山口町内会
葉桜福祉センター
葉山一色台ふれあいの会
プレゼント・チャット会
葉山の交通問題を考える会
ワーカーズ・コレクティブくるまやさん
生活リハビリクラブ葉山
ラファエル会 逗子れんげの里
湘南葉山ダイケアクリニック

3 開催状況

〈1日目〉

- 日 時 6月13日（月）14:00～16:00
 場 所 役場2-1会議室
 内 容 ○あいさつ、説明、スタッフ紹介
 ○移動や送迎に関する問題 など

〈2日目〉

- 日 時 6月27日（月）14:00～16:00
 場 所 社会福祉協議会 会議室
 内 容 「私たちが目指す町」
 ○私たちの役割（活動紹介）
 ○あったらいい支援
 ○葉山町のいいところ –ソフト・ハード–
 ○方針づくり など

〈3日目〉

日 時 7月11日(月) 14:00～16:00
場 所 社会福祉協議会 会議室
内 容 「問題解決の仕組みづくり」
○事例検討
○制度説明
○問題解決の仕組みづくり 1 など

〈4日目〉

日 時 7月26日(火) 14:00～16:00
場 所 社会福祉協議会 会議室
内 容 「問題解決の仕組みづくり」
○ワークシートの共有
○プロジェクトの検討
○策定委員会報告
○今後の取り組みについて など

4 小地域福祉活動推進組織の専用拠点の整備

(1) 現状と課題

地域では、小地域福祉活動推進組織を中心とした個別支援活動やミニデイサービス、サロン活動などの小地域福祉活動が積極的に展開されつつあり、その活動は、町内会館・自治会館、行政施設のほか、企業の保養所、個人宅、寺院などを活用しています。

一方で、小地域福祉活動推進組織が地域課題に応じて柔軟に活動を展開しようとするときには、専用の拠点が無いことが障壁となっています。

(2) 取り組みの方向

小地域福祉活動を推進するため、小地域福祉活動推進組織の事務所機能を備えた、福祉に関する集いの場やイベント会場、相談ブース、情報発信などの機能を有する専用拠点として「地域福祉館」の整備を目指します。

(3) 目標

小地域福祉活動を行うための専用の拠点が必要とされる地域を対象に、小地域福祉活動推進組織、社会福祉協議会、葉山町行政が協働して「地域福祉館」を整備します。

担い手：小地域福祉活動推進組織
社会福祉協議会
葉山町行政

(4) 具体的な事業

① 公的施設や補助金などの活用

葉山町行政は、「地域福祉館」の整備に向けて、既存の公有施設や空き家の活用、国庫補助金の活用を検討します。

また、社会福祉協議会は、施設のバリアフリー化の改修費などの初期費用の支援を行います。

② 「地域福祉館」の運営

小地域福祉活動推進組織は、「地域福祉館」の運営・維持管理を行い、公益事業・収益事業や公的資金などを活用して運営の経費を確保します。

VI 地域福祉のネットワークづくりに向けた取り組み

地域の福祉課題の解決に向けた取り組みを進めていくにあたっては、地域福祉を進める様々な機関・団体間のネットワークを構築することが大切ですが、そのためには、基盤となる地域資源、すなわち「ヒト（団体）」、「モノ（設備・施設）」、「カネ（財源）」が必要となります。また、地域福祉の基盤として、権利擁護や生活困窮者への対応、福祉情報の提供、人材育成なども重要な課題です。

こうした地域福祉を進めるための基盤の整備などについては、以下のとおり取り組みます。

1 地域住民による小地域福祉活動の推進

(1) 小地域福祉活動推進組織の設置・運営

① 現状

現在、身近な地域でその地域の福祉課題を解決することを目的に、地域の各種団体、民生委員・児童委員、当事者、ボランティアなどが連携して、大字又は町内会・自治会を単位に7ヵ所に小地域福祉活動推進組織が設置され、助けあいや交流事業が活発化しています。広く住民の参加を促進し、助けあいの輪を広げ、新たな地域課題に柔軟に対応できるよう、関係団体のネットワークづくりと活動の活性化が期待されています。

② 取り組みの方向

各小地域福祉活動推進組織設置圏域に「小地域福祉活動推進組織」を設置し、地縁を通じた助けあい活動を中心に地域の福祉課題の解決に向けて取り組みます。

③ 具体的な取り組み

住民 各種団体	○町内会・自治会をはじめ生活関連分野の各種団体や地域のボランティアは相互に協力し、積極的に小地域福祉活動推進組織の設置・運営に参画します。
民生委員・児童委員	○民生委員・児童委員活動が効果的に実施されるよう、小地域福祉活動推進組織に所属又は連携します。
社会福祉協議会	○「小地域福祉活動推進組織補助金」及び各種助成金による活動資金の支援や職員の派遣、情報

	<p>提供などを通して、小地域福祉活動推進組織の組織化及び運営の支援を行います。</p> <p>○「小地域コーディネーター」をはじめ小地域福祉活動の担い手を育成します。</p>
葉山町行政	○小地域福祉活動推進組織の専用拠点の確保を支援します。

(2) 小地域における助けあい活動の充実

① 現状

葉山町では民生委員・児童委員の相談活動に加えて、町内会・自治会や小地域福祉活動推進組織において、見守りや有償・無償の家事支援活動が実施されています。助けあいの活動は地域の福祉課題を把握するためにも有効であることから、小地域福祉活動における個別支援活動の一層の普及が期待されていますが、守秘義務などの理由から同じ地域内においても関係者の連携が不十分であることが課題です。

② 取り組みの方向

- ア 小地域福祉活動推進組織設置圏域における小地域福祉活動推進組織を中心とする助けあい活動（個別支援活動）の普及を図ります。
- イ 民生委員・児童委員、町内会・自治会、小地域福祉活動推進組織の連携を促進します。

③ 具体的な取り組み

小地域福祉活動推進組織	<p>○有償又は無償の支援者を登録し地域住民の困りごとの解決を支援します。</p> <p>○助けあいの活動などから地域の福祉課題を把握し、新たな福祉活動の企画・立案を行います。</p>
民生委員・児童委員	○身近な相談役として住民の困りごとを受け止め、小地域福祉活動推進組織の助けあい活動と連携し、対象者を支援します。
ボランティア・市民活動団体	○対象者の支援にあたり、必要に応じて小地域における助けあい活動と連携します。
福祉サービス事業所	○生活問題の解決を支援するため、必要に応じて小地域における助けあい活動と連携します。

社会福祉協議会	○全ての地域で助けあい活動が行われるよう小地域福祉活動推進組織が行う助けあい活動の企画、人材育成、活動資金の支援、関係者とのネットワークづくりなどを側面的に支援します。
葉山町行政	○小地域における助けあい活動と専門職が連携できるよう連携体制を作ります。

参 考

葉山町における小地域福祉活動推進の経緯

平成 8 年

社会福祉協議会理事会事業部会にて住民が主役になり、よりきめ細かい助けあい活動を行う小地域福祉活動の重要性を協議

平成 11 年 3 月

「小地域ネットワーク推進検討委員会」報告により社会福祉協議会は正式に小地域福祉活動を推進することを決定

平成 11 年 4 月～平成 13 年 3 月

小地域福祉活動モデル地区指定事業 三ヶ浦ボランティア同志会、葉桜自治会、一色第 3 町内会、木古庭福祉活動委員会の 4 地区が 2 年間のモデル事業を実施

平成 11 年 7 月

地区割り、推進体制、財源及び社協の支援体制を検討し、小地域福祉活動推進計画を策定する「小地域福祉活動推進委員会」を設置

平成 13 年 4 月

葉桜自治会に有償家事支援活動と子育て支援を行う「葉桜福祉センター」を設立

平成 13 年 5 月

「小地域福祉活動推進計画」策定。小地域福祉活動推進に関する社会福祉協議会の方針が定められる。

平成 14 年 4 月

ミニデイサービスの前身となる「一人暮らし高齢者会食会・ふれあいいきいきサロン事業」開始

木古庭地区に小地域福祉活動推進組織「木古庭福祉活動委員会」（平成 15 年に「木古庭福祉委員会」に改名）正式発足

平成 14 年 5 月

社会福祉協議会に小地域福祉活動推進組織の財政支援を行うことを目的に「小地域福祉活動推進組織活動補助金」創設

平成 15 年 4 月

活動の財源となる「一人暮らし高齢者会食会・ふれあいいきいきサロン事業」を見直し、60 歳以上を対象とする孤立と介護予防を目的とした葉山町行政の委託事業「葉山町生きがい

ミニデイサービス事業」として再スタート。

平成 15 年 9 月～平成 23 年 3 月

小地域福祉活動推進組織未設置の地区の小地域福祉活動を支援するため「広がれ小地域福祉活動応援事業」実施。主に子ども会復活の設立準備に活用された。

平成 17 年 4 月

「ふれあいいいききサロン助成事業」スタート。対象に制限を設けず、葉山町生きがいミニデイサービスの対象とならないサロン活動の支援を開始

平成 18 年 4 月

上山口地区に小地域福祉活動推進組織「上山口福祉活動推進委員会」設立

平成 22 年 5 月

下山口町内会に小地域福祉活動推進組織「下山口町内会福祉部」設立。平成 24 年 4 月には町内会から独立し「下山口福祉活動きづなの会」として再スタート。

平成 23 年 4 月

「広がれ小地域福祉活動応援事業」の廃止を受け、子ども会の復活、設立を支援するため「子ども会設置支援事業」開始

小地域福祉活動推進組織などが行う個別支援活動を支援するため「小地域見守り・支えあい活動助成事業」開始（平成 29 年 4 月に年末たすけあい運動助成事業に統合）

平成 23 年 11 月

イトーピア地区に小地域福祉活動推進組織「イトーピア福祉友の会」設立

平成 24 年 4 月

堀内地区に小地域福祉活動推進組織「堀内地区小地域福祉活動懇話会」設立

平成 24 年 7 月

市川麗子氏からの社会福祉協議会への寄付金を活用し、「災害時要援護者ネットワークづくり事業」開始。町内会・自治会を中心に孤立防止のための訪問活動が始まる。

平成 26 年 4 月

社会福祉協議会に「はやま住民福祉センター」設置。地域福祉総合相談事業及び地域支援は地区担当制となる。

平成 27 年 4 月

小地域福祉活動推進組織関係者の情報交換と担い手の育成を目的に「小地域福祉活動推進組織連絡会」設置

平成 27 年 5 月

一色地区に小地域福祉活動推進組織「一色地区福祉の輪「ぬくもり」の会」設立

平成 27 年

福祉相談において地域の助けあい活動と専門職との連携体制を作るため、逗子市・葉山町の社協と行政が協働でコミュニティソーシャルワーク基礎研修を実施

平成 28 年 8 月

「年末たすけあい運動助成事業」開始。小規模助成と一般助成を創設し、平成 29 年 4 月には「小地域見守り・支えあい活動助成事業」と「ボランティア・市民活動助成事業」が統合される。

2 町域・広域で実施するボランティア・市民活動

(1) ボランティア・市民活動の推進

① 現状

葉山町社会福祉協議会には45のボランティア・市民活動団体、104人の個人ボランティアが登録しています（平成28年10月現在）。このような団体や個人の持つ特技や専門性は地域福祉を推進するうえで重要な役割を果たしています。

活動にあたっては生活問題を抱える人と担い手をつなぐコーディネート機能が重要です。

② 取り組みの方向

特技や専門性、住民のボランティア精神に基づく活動、生活問題を抱える当事者が中心となる活動、企業の社会貢献活動などの活性化を図るとともに、コーディネート機能の強化を図ります。

③ 具体的な取り組み

住民	○生活問題や地域の福祉課題解決のため、自主性とボランティア精神に基づく住民主体の福祉活動を行います。
社会福祉協議会	○ ボランティア・市民活動^(※4) を行う個人や団体を把握し、登録したうえで支援を必要とする人との間に立ちコーディネートを行います。 ○地域課題に対する新たな活動が展開されるよう住民や企業が行うボランティア活動等の企画・立案・運営に対する支援を行います。 ○年末たすけあい運動の募金を財源に民間非営利団体が実施する助けあい活動への助成を行います。
葉山町行政	○介護保険制度（地域支援事業B型サービス）の財源などを活用してボランティア・市民活動などの活動拠点の確保の支援を行います。

(※4) ボランティア・市民活動：地縁による住民活動とは対照に、関心を持つ課題やテーマをもとにしたボランティアや当事者などの活動。葉山町域を範囲とする活動が多いが、小地域や広域で活動する団体もある。

(2) ボランティア・市民活動の連携体制づくり

① 現状

多くのボランティア・市民活動が行われる中、様々な専門性や特技を生かした活動のネットワークは地域福祉推進の新たな可能性を見出します。

「**インフォーマル会議**^(※5)」はボランティア・市民活動の連携を図るために定期的な情報交換を行っており、平成28年度からは小地域福祉活動推進組織を含めたネットワークづくりを始めました。

(※5)インフォーマル会議：町内で活動する NPO（法人格のない団体も含む）が定期的に集まり、情報交換や協働の取り組みを企画するための会議

② 取り組みの方向

「インフォーマル会議」を中心にボランティア・市民活動と地縁型組織である小地域福祉活動推進組織が日頃の活動で連携できる体制を作ります。

③ 具体的な取り組み

ボランティア・市民活動団体	○インフォーマル会議を定期開催し、顔が見える関係づくりを行うとともに、必要に応じて協働事業を実施します。
小地域福祉活動推進組織	○小地域福祉活動推進組織連絡会を通して、インフォーマル会議と積極的に交流を図ります。
社会福祉協議会	○インフォーマル会議で実施する協働事業の企画・立案に協力します。

(3) 災害ボランティアセンターの設置運営

① 現状

第3次葉山町地域福祉活動計画の重点事業として葉山災害ボランティアネットワーク（HSVＮ）と社会福祉協議会により「葉山災害ボランティアセンター設置・運営指針」及び「葉山災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を策定し、HSVＮ、葉山町赤十字奉仕団、葉山町行政、社会福祉協議会が平常時からの連携体制を作るための「葉山災害ボランティアセンター連携会議」を定期開催し、毎年度「葉山災害ボランティアセンター設置・運営訓練」を実施しています。

② 取り組みの方向

葉山町が大規模災害に被災した時に、「**葉山災害ボランティアセン**

ター^(※6)」を設置します。また、災害時に葉山町内外の災害救援ボランティアのコーディネートが実施できるよう、平常時の活動を行います。

③ 具体的な取り組み

葉山災害ボランティアネットワーク (HSVN)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害救援ボランティアの発掘と育成を行います。 ○社会福祉協議会と協働で災害ボランティアセンター設置・運営指針及び災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの改訂を行います。 ○災害時には社会福祉協議会と共に葉山災害ボランティアセンターの設置・運営を担います。
葉山町商工会	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時に「はやまステーション」の一部を葉山災害ボランティアセンターの拠点として提供します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○HSVN と協働で葉山災害ボランティアセンター設置・運営指針及び葉山災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの改訂を行います。 ○「葉山災害ボランティアセンター連携会議」を開催し、ボランティア、社会福祉協議会、葉山町行政が平常時より連携できる体制を作ります。 ○災害時には葉山災害ボランティアセンターの設置主体となり HSVN と連携してセンターの運営を行います。
葉山町行政	<ul style="list-style-type: none"> ○拠点の確保、活動資金や物資の確保に関して葉山災害ボランティアセンターの運営に協力します。

(※6) 葉山災害ボランティアセンター：葉山町が大規模災害に被災した際に社会福祉協議会が HSVN と協働で設置する。災害救援ボランティアなど外部中心の救援活動から地域住民主体のまちづくりへ移行するまでの間、葉山町災害対策本部と連携し災害救援ボランティア活動の中核となり、災害により発生した生活問題などに対応するため葉山町内外の災害救援ボランティアの受け入れコーディネートを担う。

3 地域福祉を支える福祉関係活動者・団体

(1) 民生委員・児童委員、主任児童委員

① 現状

民生委員・児童委員、主任児童委員は、民生委員法及び児童福祉法により厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、担当地区を持ち、無給で住民の見守りや訪問活動、また、行政など専門機関へのつなぎ役や福祉サービスの情報提供などの住民の相談・支援活動を行うほか、関係機関、団体との連携、情報交換、研修、地域福祉活動などを行っています。

近年、住民の高齢化などの影響による業務量の増加により負担が大きくなり、担い手を探すことも困難となっています。

また、住民や地域福祉活動の関係者などとの連携が求められますが、守秘義務により地域福祉活動を行う者との情報共有を図れないことが大きな課題となっています。

② 取り組みの方向

民生委員・児童委員は、地域福祉推進の要として、住民に最も身近な相談窓口として近隣住民の相談に応じ、情報提供や支援などを行うとともに、町内会・自治会、小地域福祉活動推進組織などの関係団体や社会福祉協議会、葉山町行政と連携した福祉のまちづくりの推進などの役割が期待されます。

③ 具体的な取り組み

住民 小地域福祉活動推進組織 など	○民生委員・児童委員は、地域に最も身近な相談窓口であり、各種行政機関などとのパイプ役であることを認識し、情報の共有を図ります。
社会福祉協議会	○民生委員・児童委員が支援で孤立しないよう連携し、活動の支援を行うとともに、地域の課題を把握し、協力して新たな社会資源の開発に取り組めます。
葉山町行政	○民生委員児童委員協議会の事務局として、民生委員・児童委員の存在と役割を住民に理解してもらえるようPRを行います。 ○情報共有の課題など民生委員・児童委員が活動を行ううえでの諸課題の解決が図られるように努めます。

(2) 社会福祉協議会

① 現状

社会福祉協議会は、公私の福祉関係者からなる地域福祉を推進する民間の団体として、地域福祉総合相談事業などにより把握した住民の生活問題を基礎に、住民主体の福祉活動を推進する中核としての役割を担う団体で、小地域福祉活動やボランティア・市民活動など住民主体の地域福祉活動を推進しています。

② 取り組みの方向

地域福祉推進の中核的役割を発揮するため、地域福祉総合相談事業を中心に一人ひとりの生活問題を原点に、葉山町行政などと連携しながら幅広い住民の参加を得て小地域福祉活動やボランティア・市民活動といった住民のほか、社会福祉法人、企業や商店といった民間が行う地域福祉活動の振興を図ります。

③ 具体的な取り組み

住民 地域福祉関係団体	○会員として、各種委員会や役員として、社会福祉協議会の経営や事業に参画します。
神奈川県共同募 金会葉山町支会	○共同募金の配分金を通して、財源面で社会福祉協議会の地域福祉活動を支えます。
葉山町行政	○生活支援や介護予防の体制整備、コミュニティソーシャルワーカーの配置など、葉山町社会福祉協議会と連携して地域福祉を推進します。

4 地域福祉を推進するための財源

(1) 地域福祉の財源

① 現状

住民主体の福祉活動では会費、寄付金、利用者負担金、町内会・自治会からの援助、バザー収入などにより自主財源を確保しており、活動内容によっては社会福祉協議会の補助金、助成金、委託金、葉山町行政からの助成金が活用されています。

神奈川県共同募金会葉山町支会による共同募金（赤い羽根募金及び年末たすけあい募金）は社会福祉協議会を通じて地域福祉を推進するための財源として活用されています。

社会福祉協議会は、葉山町行政の補助金や委託金のほか、会費、共同募金、寄付金、基金の運用益などにより運営しています。

② 取り組みの方向

社会福祉協議会は地域福祉を推進する中核となる団体であり、会費、寄付金、基金の運用益や共同募金などによる財源のほか、葉山町行政からの補助金を財源として運営します。

住民主体の地域福祉活動は自主財源による活動を基本とします。しかし、新たな活動発足時の資金確保や、福祉課題はあるものの収入の期待できない活動を推進するため、社会福祉協議会は共同募金や寄付による収入を積極的に確保するとともに、各種助成金などの創設を行います。

③ 具体的な取り組み

住民	○住民主体の地域福祉活動を実施するため、自主財源の確保と併せて社会福祉協議会及び各種民間活動助成金を利用し、活動財源の確保に努めます。
神奈川県共同募金会葉山町支会	○葉山町社会福祉協議会及び地域住民主体の地域福祉活動の財源を確保するため、共同募金運動（赤い羽根募金運動及び年末たすけあい募金運動）を実施します。
社会福祉協議会	○会費や寄付金、基金の運用益による自主財源の確保を行うとともに、住民主体の地域福祉活動への補助及び助成を行います。 ○「年末たすけあい運動財源活用委員会」を設置し、年末たすけあい募金を活用した年末たすけ

	<p>あい運動助成の審査のほか、年末たすけあい募金の使途全般を検討します。</p>
<p>葉山町行政</p>	<p>○地域福祉推進の中核となる葉山町社会福祉協議会の活動が円滑に実施されるよう人件費などの財政支援を行います。</p> <p>○住民主体の地域福祉活動を実施する団体などに介護保険制度（総合事業）などを活用して活動資金に関する支援を行います。</p>

5 地域福祉を進める基盤づくり

1 から 4 の取り組みを進めることと併せて、次の(1)～(4)についても地域福祉を進めるうえでの重要な基盤づくりとして取り組みます。

(1) 権利擁護

① 現状

一人暮らし世帯や高齢者夫婦世帯、認知症高齢者の増加、身体・知的・精神障害者などの在宅生活の重点化が進むなかで、振り込め詐欺や悪徳商法などの被害、身体的・精神的な虐待、差別、必要な情報の入手や内容の理解の難しさ、契約に基づく福祉サービスの利用の難しさ、日常的な金銭管理や適正な財産管理の難しさなどの生活問題が見受けられます。判断能力が不十分なことで正しい判断が難しい住民は今後ますます増えていくものと考えられます。

こうした方々が地域で安心して尊厳のある生活を送るためには、社会的に少数の生活問題を抱える住民への偏見をなくし、その人の立場に立った権利を擁護するための合理的かつ多様で総合的な支援が必要です。

② 取り組みの方向

判断能力が不十分な認知症高齢者や身体・知的・精神障害者、児童などの尊厳と権利が守られ、虐待の防止や早期発見を図り、その人らしい日常生活を安心・安全に送れるよう、成年後見制度^(※7)や日常生活自立支援事業^(※8)などの福祉サービスや制度の利用促進と利用支援を中心とする権利擁護支援の仕組みづくり、制度などの積極的な周知、人権に関する問題の正しい理解促進のための学習・研修を行います。

(※7) 成年後見制度：認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が不十分な方が不利益を被らないように、家庭裁判所に申立てをして、本人の権利を守り支援をしてくれる人（後见人・保佐人・補助人）を付けてもらい、法的に支援する制度

(※8) 日常生活自立支援事業：葉山町社会福祉協議会が神奈川県社会福祉協議会から事業の一部を受託し、判断能力が不十分な認知症高齢者や障害者などを対象に、①福祉サービスの利用援助（福祉サービスの利用手続きや利用料の支払いなど）、②日常的な金銭管理サービス（日常の預貯金のお出し入れや公共料金などの支払いなど）、③書類等預かりサービス（定期預金の通帳・印鑑・有価証券などのお預かり）、④権利擁護専門相談（弁護士による権利擁護に関する専門相談）を

③ 具体的な取り組み

住民、民間	○高齢者・障害者・児童などに対する虐待の発見と葉山町行政など専門相談窓口への通報を行います。
社会福祉協議会	○「地域福祉総合相談事業」により本人の立場に立った相談支援を行います。 ○「日常生活自立支援事業」での利用者との契約による、福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービスを行います。 ○弁護士による「権利擁護専門相談」を行います。
葉山町行政	○成年後見に関する事業を目的とする NPO 法人や一般法人などの協力を得て、無料相談会の実施や周知活動などを行います。 ○認知症高齢者や障害者などの権利が守られるよう、成年後見制度などの啓発や研修会を行います。 ○「日常生活自立支援事業」の安定的な運営のための財源確保と事業費の補助を行います。 ○「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」を中心とする権利擁護支援体制づくりを進めます。 ○医療・保健・福祉・教育・警察・医師などの関係機関で構成する「 <u>要保護児童対策地域連絡会議</u> （※ ⁹⁾ 」にて、児童虐待の防止や早期発見・早期対応を行います。

（※9）要保護児童対策地域連絡会議：虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童やその保護者などの早期発見や虐待の未然防止、子どもの適切な保護や支援の内容に関する情報交換を行う連絡会議

(2) 生活困窮者の支援

① 現状

平成 28 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行され、神奈川県社会福祉協議会は生活困窮者を支援するため、独自のかながわライフサポート事業（※¹⁰⁾を活用しながら神奈川県の委託事業として自立相談支援事業（※¹¹⁾を実施しています。

ハローワーク横浜南は、神奈川県鎌倉保健福祉事務所、葉山町社

会福祉協議会、葉山町行政と協働で、葉山町福祉文化会館にて障害や引きこもりなど多様な福祉問題に総合的に対応できる隔月の巡回相談を実施しています。

福祉事務所機能を神奈川県が担う葉山町においては、生活困窮者支援に多様な機関が関わるため、事業の周知や関係者の連携が重要です。

(※10) かながわライフサポート事業: 神奈川県社会福祉協議会と県内の社会福祉法人が、高い公益性と相談援助の専門性を活かして、制度の狭間にある人や必要なサービスを受けられない人たちに対する緊急的な相談支援を行う事業

(※11) 自立相談支援事業: 生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口です。生活困窮者の抱えている生活問題を適切に評価・分析（アセスメント）し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行います。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行う

② 取り組みの方向

様々な理由で生活困窮に陥った方、生活困窮に陥る恐れのある方が、できる限り地域で必要な支援を受け、孤立せず自立した生活が送れるよう、経済的な自立だけではなく生活困窮となった背景にある社会参加のしづらさなどの解決も併せて支援します。

③ 具体的な取り組み

神奈川県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○「かながわライフサポート事業」と併せて各種相談窓口と連携して「自立相談支援事業」を実施します。 ○「葉山町自立相談支援事業連絡会」を定例開催し、生活困窮者支援に関係する相談窓口などが情報共有を行うとともに、事例検討によるスキルアップや社会資源の開発を行います。
葉山町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○「地域福祉総合相談事業^(※12)」の中で、「自立相談支援事業」の利用支援を行うとともに、生活困窮者が地域で孤立しないよう住民主体の地域福祉活動の活用などの支援を行います。 ○「生活福祉資金^(※13)」などの貸付事業や「緊急一時支援事業^(※14)」などにより、生活困窮者の一時的な生活支援を行います。
神奈川県鎌倉保健福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護受給者及び生活保護に関する相談者に対して、必要に応じて「自立相談支援事業」そ

	の他必要な支援に結びつけます。
ハローワーク横浜南	○関係機関と連携して生活困窮者を対象とした出張就労相談「巡回相談」を実施し、生活と就労の一体的な相談が受けられる環境を作ります。
葉山町行政	○高齢・児童・障害その他各種生活相談や地域からの情報をもとに把握した生活困窮状態の人を「自立相談支援事業」その他必要な支援に結びつけます。

(※12) 地域福祉総合相談事業：葉山町社会福祉協議会が独自に行う総合相談事業で、地区担当の社会福祉士「コミュニティソーシャルワーカー」が制度の隙間にある人にも対応できるよう対象者を定めず、また、SOS を出せない（出さない）人に対して出向いていく寄り添い型の相談を行い、住民主体の地域福祉活動の活用を中心に、公的サービスの利用も支援する総合相談事業です。また、相談内容から地域課題を把握し、住民や葉山町行政などとともに必要な社会資源を作り上げる役割もある。

(※13) 生活福祉資金：葉山町社会福祉協議会が神奈川県社会福祉協議会から事業の一部を受託し、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯などに対して、就労に必要な技術習得のための資金、就学に必要な資金、住宅改修に必要な資金、その他一時的に必要な資金などを低利又は無利子で貸し付ける制度

(※14) 緊急一時支援事業：葉山町社会福祉協議会が、地域福祉総合相談事業を行う中で生活問題を抱えながら制度の対象外となる人、関係者の関わりや福祉サービスの利用を拒否する人、障害などで自己管理能力が不十分な人など、一時的に生活が困窮している人に対して、食料や日用品の提供、NPO 小地域福祉活動による有償支援の費用の負担、自宅の修繕など、緊急かつ一時的な支援を行う事業

(3) 福祉情報の提供

① 現状

福祉サービスや住民活動はその種類、量ともに増加している半面、生活問題を抱える人は自分が使えるサービスや活動を自力で探し出すことが難しくなっています。

ボランティア・市民活動団体や小地域福祉活動推進組織などはチラシやインターネットなどを活用して情報発信をしていますが、単独での情報発信には限界があります。

② 取り組みの方向

保健福祉サービスや活動の情報について、様々な媒体を通じて必要な人に届くよう、関係者が連携して情報提供体制を整備します。

③ 具体的な取り組み

ボランティア・市民活動団体 小地域福祉活動推進組織	○団体の活動内容について、必要な人に情報が届くよう積極的に広報活動を行います。 ○子育て支援活動においては葉山町保健センターのパネル展示スペースを活用し、子育て中の親に対する情報提供を行います。
社会福祉協議会	○葉山町内で行われている住民主体の地域福祉活動について把握し、インターネットやガイドブック、広報紙などを通じて情報提供を行います。 ○葉山町保健センターにて検診に訪れた乳幼児の親を対象に、住民主体の子育て支援活動に関するパネル展示の場を提供し、情報提供の支援を行います。
葉山町行政	○公的サービスの情報について様々な媒体を活用して、だれにでもわかりやすい情報提供を行います。 ○子育て支援活動の情報提供を支援するため、乳幼児健診の会場内に子育て支援情報の提供のためのスペースを提供します。

(4) 地域福祉の担い手の発掘と育成

① 現状

社会福祉協議会では、体験学習やボランティア講座などを通して担い手の発掘や育成を行っており、地域においても自主的な研修会を開催しています。そして、小地域福祉活動推進連絡会^(※15)やインフォーマル会議は次世代の担い手の育成の役割も期待されています。

地域では、有資格者による専門性の高い住民活動が行われはじめている反面、担い手の高齢化や新しい担い手が見つからないなどの担い手不足に悩む団体があります。

(※15)小地域福祉活動推進連絡会：小地域福祉活動推進組織などのネットワークの構築と次世代の担い手の育成を目的に、小地域福祉活動推進組織の関係者及び葉山町行政職員からなる組織で、社会福祉協議会に事務局を置き、情報交換、研修、地域福祉活動計画の策定及び進行管理の協力、社会福祉協議会の運営の協力を行う。

② 取り組みの方向

できるだけ多くの人々が地域福祉活動に関心を持ち、参加の輪を広

げるために、地域福祉に関する啓発や人材育成を充実させます。また、地域に住む住民でありながら、専門性がある、活動時間が頻回な活動などの場合、一定の報酬を得るという新たな活動方法を取り入れて担い手の確保を行います。

③ 具体的な取り組み

小地域福祉活動 推進組織	○身近な生活圏域において、地縁を通じて地域福祉活動に参加する担い手の発掘及び育成を行います。
ボランティア・ 市民活動団体	○団体の専門性を活かして地域の福祉課題の解決に取り組めるよう、会員確保を行うとともに、小地域福祉活動の担い手の育成に協力します。
社会福祉協議会	○様々な地域福祉活動の実施や参加に関する相談、ボランティアなどの活用に関する相談を受け、コーディネート機能を活かして活動の場を提供します。 ○地域の福祉課題に応じて担い手が必要な技術や知識を身につけるための養成研修を行います。
葉山町行政	○利用者負担を得られない専門性のある住民活動について、一定の報酬を得て活動する担い手を確保します。

VII 計画の進行管理

本計画は、地域福祉活動計画推進に関係する団体などからなる「葉山町地域福祉推進プラン推進委員会（仮称）」及び社会福祉協議会と葉山町の職員からなる「地域福祉活動計画推進合同事務局」を設置し、計画の進捗状況の確認と評価を行います。

本計画書「V 地域の福祉課題の解決に向けた取り組み」については、必要に応じて関係団体などによるプロジェクトチームを組織し、取り組みを進めていきます。

VIII 参考資料

1 計画策定経過

(1) 葉山町地域福祉活動計画策定委員会

年度	開催日		主な議題	
平成 27 年度	第 1 回	平成 27 年 11 月 5 日	(1)	委員委嘱
			(2)	委員長及び副委員長の選任について
			(3)	委員会の運営について
			(4)	地域福祉活動計画の概要について
			(5)	地域福祉活動計画策定方針について
			(6)	地域福祉活動計画ヒアリング兼ワーキングについて
平成 28 年度	第 2 回	平成 28 年 5 月 19 日	(1)	地域福祉活動計画策定委員会ヒアリング結果について
			(2)	地域福祉活動計画策定委員会ワーキング(案)について
			(3)	地域福祉活動計画構成(案)について
			(4)	今後のスケジュールについて
	第 3 回	平成 28 年 11 月 24 日	(1)	葉山町地域福祉推進プラン(仮称)案について
			(2)	今後のスケジュールについて
	第 4 回	平成 29 年 2 月 9 日 (予定)		

(2) アンケート調査

実施期間：平成 27 年 11 月 18 日（金）～12 月 16 日（水）

対象団体・機関：延べ 187

調査内容：【基礎調査】

団体（事業所）名、活動の対象、活動開始年、年間予算額、会員（職員）数と実働会員数、会員（職員）年齢層

【テーマ別調査】

<地域福祉のネットワークづくり>

個別支援活動の「日常的な連絡先」、具体的な連携内容、

連携上の課題、今後連携が必要な機関・団体等、住民（民間）活動又は公的機関（公的サービス）との連携上の課題、

<地域福祉の拠点づくり>

現在の活動拠点、年間の家賃・会場使用料の金額、拠点別の活動内容、拠点活用上の課題、常設拠点の必要性と理由

<いつまでも暮らせる地域づくり>

活動内容と役割、活動上の課題、今後取り組みたい高齢者介護予防活動と課題

回答件数：106件（56.7%）

(3) ヒアリング

① 地域福祉のネットワークづくり

回	日時	場所	内容
1	平成 28 年 3 月 1 日（火） 13：15～16：30	社会福祉協議会 会議室	【第 1 部】 (1) 住民活動のあり方（公私協働のあり方） (2) 行政組織や住民同士の情報共有と連携 (3) 民生委員・児童委員の支援へのかかわり方 【第 2 部】 (1) 個人情報の取扱い (2) 担い手不足による連携の困難性
2	3 月 9 日（水） 13：15～16：30	社会福祉協議会 会議室	【第 1 部】 (1) 窓口やサービス・活動内容の周知方法 (2) 共通した目標の形成方法（多職種・他団体連携） 【第 2 部】 (1) 休日、夜間等、時間外の対応 (2) 近隣市との連携状況

<参加団体>

- 民生委員・児童委員 ○ワーカーズ・コレクティブのぞみ
- つどいの和「すみれ」
- 下山口福祉活動きづなの会 ○堀内地区小地域福祉活動懇話会
- 神奈川県社会福祉協議会（自立相談支援事業担当）

○こころの相談室ポート ○葉山町福祉部子ども育成課（児童福祉係）

② 生活支援と個別支援活動

回	日時	場所	内容
1	平成 28 年 3 月 4 日（金） 9：00～11：55	社会福祉協議会 会議室	【第 1 部】小地域福祉活動の拠点 (1) 小地域福祉活動の専用拠点 (2) 対象を問わず身近な所に行けば 誰かに会える毎日サロン (3) 個人宅の活用 【第 2 部】ミニデイ・サロンの発展 (1) ミニデイやサロンの参加者
2	3 月 11 日（金） 9：00～11：55	社会福祉協議会 会議室	【第 1 部】ミニデイ・サロンの発展 (1) 担い手の発掘と育成、有資格者 の確保 (2) 認知症や機能低下の早期発見 (3) 活動資金の確保、有償の活動の 必要性 【第 2 部】個別支援活動、移動 (1) 住民の手による個別支援活動 (2) 関わりづくりの支援・役割づく りの支援

<参加団体>

- 下山口福祉活動きづなの会 ○一色地区福祉の輪「ぬくもり」の会
- イトーピア福祉友の会 ○一色第 2 町内会「ゆうゆうサロン」
- 葉山一色台ふれあいの会 ○ケアフレンズ葉山
- プレゼント・チャット会 ○つどいの和「すみれ」
- 上山口町内会（上山口サロン） ○ワーカーズ・コレクティブのぞみ

(4) ワーキンググループ

① ニーズ発見と相談ネットワークワーキンググループ

回	日時	場所	内容
1	平成 28 年 9 月 13 日（火） 10：00～12：00	社会福祉協議会 会議室	○計画の構成と内容 ○上山口町内会からの報告 ○下山口福祉活動きづなの会からの 報告 ○ニーズ掘り起し、民生委員活動など 意見交換 ほか
2	9 月 27 日（火）	葉山町役場	○葉桜自治会からの報告

	10:00~12:00	4階 大会議室	○つどいの和「すみれ」・共食の会「ど んぐり」からの報告 ○ニーズ発見について ○地域におけるたすけあい活動につ いて など ○小地域福祉活動と NPO・ボランテ ィアとの連携 ほか
3	10月7日(金) 10:00~12:25	社会福祉協議会 会議室	○一色地区福祉の輪「ぬくもり」の会 からの報告 ○有償活動と無償活動について ○相談窓口の連携について など
4	11月1日(火) 13:30~15:30	社会福祉協議会 会議室	○地域福祉活動計画「重点的な取り組 み案」について ○意見交換

<参加団体>

- 民生委員・児童委員 ○上山口町内会 ○下山口福祉活動きづなの会
- 一色地区福祉の輪「ぬくもり」の会 ○堀内地区小地域福祉活動懇話会
- 葉桜自治会 ○イトーピア福祉友の会

② 交通バリアフリーワーキンググループ

回	日時	場所	内容
1	平成28年 6月13日(月) 14:00~16:00	葉山町役場 2-1会議室	○あいさつ、説明、スタッフ紹介 ○移動や送迎に関する問題 など
2	6月27日(月) 14:00~16:00	社会福祉協議会 会議室	「私たちが目指す町」 ○私たちの役割(活動紹介) ○あったらいい支援 ○葉山町のいいところ ーソフト・ハ ードー ○方針づくり など
3	7月11日(月) 14:00~16:00	社会福祉協議会 会議室	「問題解決の仕組みづくり」 ○事例検討 ○制度説明 ○問題解決の仕組みづくり1 など
4	7月26日(火) 14:00~16:00	社会福祉協議会 会議室	「問題解決の仕組みづくり」 ○ワークシートの共有 ○プロジェクトの検討 ○策定委員会報告

			○今後の取り組みについて など
--	--	--	-----------------

<参加団体>

- 下山口福祉活動きづなの会 ○堀内地区小地域福祉活動懇話会
- 上山口町内会 ○葉桜福祉センター ○葉山一色台ふれあいの会
- プレゼント・チャット会 ○葉山の交通問題を考える会
- ワーカーズ・コレクティブくるまやさん ○生活リハビリクラブ葉山
- ラファエル会 逗子れんげの里 ○湘南葉山ダイケアクリニック

③ 出合いの場づくりワーキンググループ

回	日時	場所	内容
1	平成 28 年 6 月 29 日 (水) 14 : 00 ~ 16 : 00	社会福祉協議会 会議室	○あいさつ、説明、自己紹介 など ○参加団体の活動紹介 ○「出合いの場」を求めている・必要な人 など
2	7 月 5 日 (火) 14 : 00 ~ 16 : 30	社会福祉協議会 ボランティア室	○前回までの振り返り など ○「参加の障壁」になっている問題点の整理 など
3	7 月 19 日 (火) 14 : 00 ~ 16 : 30	社会福祉協議会 会議室	○前回までの振り返り など ○「参加の障壁」をクリアするための支援策 など～あったら良いなこんな支援 (助けあい・支えあい) ~
4	7 月 27 日 (水) 14 : 30 ~ 17 : 00	社会福祉協議会 ボランティア室	○前回までの振り返り など ○「参加の障壁」をクリアするための支援策 など～あったら良いなこんな支援 (助けあい・支えあい) ~

<参加団体>

- つどいの和「すみれ」 ○ワーカーズ・コレクティブのぞみ
- プレゼント・チャット会 ○上山口町内会 ○葉山フレンドシップ
- 一色地区福祉の輪「ぬくもり」の会 ○葉山っ子すくすくパラダイス
- 葉山町福祉部子ども育成課

2 葉山町地域福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）第2条の規定に基づき設置された葉山町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、所掌事務、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づく地域福祉計画の策定に関する事項を審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

(委員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 逗葉医師会から推薦された医師
- (2) 逗葉歯科医師会から推薦された歯科医師
- (3) 社会福祉団体の職員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認めた者

2 委員の任期は、計画の策定終了までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、委員会において知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

3 葉山町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(名 称)

第1条 この委員会は、第4次葉山町地域福祉活動計画策定委員会（以下「社協委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 この要綱は、社会福祉法人葉山町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、第2次葉山町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）と一体的に策定する第4次葉山町地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定に係る社協委員会の設置及び運営に関して必要な事項を定める事を目的とする。

(役 割)

第3条 社協委員会の役割は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 計画策定に関する調査・研究に関する事
- (2) ワーキンググループの設置及び運営に関する事
- (3) 計画案の策定及び社協理事会への報告

(委員会)

第4条 社協委員会は次の各号に属する者の中から、社協会長が委嘱する。

- (1) 小地域福祉活動の関係者
- (2) インフォーマル会議参加団体の代表者
- (3) 葉山町町内会連合会の代表者
- (4) 葉山町民生委員・児童委員協議会の代表者
- (5) 社協代表者

2 社協委員会は地域福祉計画策定委員会と合同による委員会（以下「合同委員会」という。）形式により運営を行う。

3 合同委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

4 委員長及び副委員長は合同委員会の委員の互選により選出する。

5 委員長は合同委員会を代表し、会務を統括する。

6 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

7 合同委員会は必要に応じて委員長が召集し、議長となり、議事を進行する。

8 合同委員会は必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

9 委員の任期は計画の策定を持って終了する。

(ワーキンググループの設置)

第5条 社協委員会は地域福祉を推進する上で、特に重要な地域課題の検討を行うため、課題解決の企画立案を行うワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループは地域課題の解決方法、役割分担及び事業の実施時期等の必要事

項を定め、合同委員会に報告する。

(事務局)

第6条 社協委員会の事務局を社協に置く。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会の設置及び運営に関して必要な事項は、合同委員会委員長が合同委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年8月31日から施行する。

(この要綱の廃止)

2 この要綱は計画の策定をもって廃止する。

(第3次葉山町域福祉活動計画策定委員会設置要綱の廃止)

3 第3次葉山町地域福祉活動計画進行管理委員会設置要綱(平成24年6月7日施行)は、廃止する。

4 委員名簿

(1) 葉山町地域福祉計画策定委員

任期 平成 27 年 10 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

	構成	氏名	所属機関
1	逗葉医師会医師 (規則第 3 条第 1 号)	二瓶 東洋	逗葉医師会
2	逗葉歯科医師会歯科医師 (規則第 3 条第 2 号)	土方 周	逗葉歯科医師会
3	社会福祉団体職員 (規則第 3 条第 3 号)	伊藤 雅子	生活リハビリクラブ葉山 (高齢福祉団体)
4	社会福祉団体職員 (規則第 3 条第 3 号)	雨宮 由美	こころの相談室ポート (障害福祉団体)
5	社会福祉団体職員 (規則第 3 条第 3 号)	山浦 彩子	葉山町子育て支援センターぽけっと (児童福祉団体)
6	関係行政機関職員 (規則第 3 条第 4 号)	重松 美智子	神奈川県鎌倉保健福祉事務所 保健福祉課長
7	関係行政機関職員 (規則第 3 条第 4 号)	仲野 美幸	葉山町福祉部長
8	その他町長が必要と認める者 (規則第 3 条第 5 号)	臼井 正樹	神奈川県立保健福祉大学
9	その他町長が必要と認める者 (規則第 3 条第 5 号)	松元 眞子	一般公募
10	その他町長が必要と認める者 (規則第 3 条第 5 号)	宮田 路子	一般公募

(敬称略)

(2) 葉山町地域福祉活動計画策定委員

任期 平成 27 年 10 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

	構成	氏名	所属機関
1	小地域福祉活動関係者 (要綱第 4 条第 1 号)	沼田 義一	下山口福祉活動きづなの会
2	小地域福祉活動関係者 (要綱第 4 条第 1 号)	中村 和雄	葉桜自治会
3	インフォーマル会議代表者 (要綱第 4 条第 2 号)	武士 まき江	ワーカーズ・コレクティブのぞみ
4	町内会連合会代表者 (要綱第 4 条第 3 号)	萩原 幹子	葉山町町内会連合会
5	民生委員・児童委員会代表者 (要綱第 4 条第 4 号)	中川 進一	葉山町民生委員・児童委員協議会 (平成 27 年 10 月 1 日～平成 28 年 11 月 30 日)
		荒井 武男	葉山町民生委員・児童委員協議会 (平成 28 年 12 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)
6	社協代表者 (要綱第 4 条第 5 号)	山本 牧人	葉山町社会福祉協議会

(敬称略)